

由布市地域医療・介護情報連携
システム構築運用業務委託
公募型プロポーザル実施要領

平成29年8月

由布地域包括ケア推進協議会

<目 次>

1. 手続きについて	
(1) 手順のながれ	1
(2) 提案書の提出	1
(3) 質問および回答	1
(4) 提案辞退	2
(5) プレゼンテーション	2
(6) 特定・非特定の通知	2
(7) 契約にあたっての注意事項	2
(8) 提案書等一式の留意事項	2
2. 提案書作成要領について	3
3. プレゼンテーションについて	
(1) 方法	4
(2) 内容	5
4. 提案書構成一覧表	5
5. 問合せ先	5

1. 手続きについて

(1) 手続きのながれ

内 容	期 日
参加表明書の提出期限（公募-様式1）	平成29年 9月 1日（金）
仕様書説明会	平成29年 9月 6日（水）
提案書の提出期限	平成29年 9月27日（水）
プレゼンテーション	平成29年 9月末予定
特定、非特定の通知	平成29年10月第1週予定

(2) 提案書の提出

- ①提出期限：平成29年9月27日（水）17時00分
- ②提 出 先：由布地域包括ケア推進協議会 調査班 事務局
由布市役所 健康増進課 介護保険係内（庄内庁舎1階）
- ③提出方法：直接持参するか（ただし、土日、祝日等の休日は受理しない）、もしくは書留小包郵便（提出期限内必着）による
- ④提出書類：下表のとおり

No	提出書類	備考	部数	
			正	副
1	提案書	本プロポーザル実施要領「1-（8）提案書等一式の留意事項」、「2 提案書作成要領について」に従い作成すること	1	8
2	見積書	本プロポーザル実施要領「2 提案書作成要領について -（1）第7章 見積書」（提案-様式1）に記入すること	1	
3	見積内訳書	任意様式で上記見積書の内訳がわかる資料を作成すること	1	

※正本は社印及び代表社印を押し、副本には「副本」と明記すること

(3) 質問および回答

仕様書に質問がある場合は、「提案に関する質問書」（提案-様式2）に記載し、持参、またはファクスで提出すること。電話による問い合わせには対応しない。回答はファクスにより行うものとし、質問内容とともに全提案者に対して送信を行う。

- ① 質問受付期間：平成29年9月7日（木）～平成29年9月21日（木）
（ただし、土日、祝日等の休日は受理しない）
- ② 質問受付時間：9時00分～17時00分
- ③ 提出先：由布地域包括ケア推進協議会 調査班 事務局
由布市役所 健康増進課 介護保険係内 （庄内庁舎1階）

(4) 提案辞退

提案を辞退する場合は、平成29年9月21日(木)を期限とし、その旨を文書に記載して由布地域包括ケア推進協議会 調査班 事務局(由布市役所 健康増進課 介護保険係内)に持参、もしくは簡易書留による提出とする。(様式自由)

(5) プレゼンテーション

本プロポーザル実施要領の「3. プレゼンテーションについて」のとおり。

(6) 特定・非特定の通知

提案に対する特定・非特定の通知は提案の特定後速やかに全提案者へ通知する予定にしている。

(7) 契約にあたっての注意事項

①原則

サービス水準に関する事項、支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令および規則の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。

②契約形態

業務委託契約を締結する。

③提案書との関係

採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行うことがある。

(8) 提案書等一式(提案書、見積書、見積内訳書)の留意事項

①作成および提出に要する各種費用は、提案者の負担とする。

②A4判の両面印刷を原則とし、必要に応じてA3判で作成し、A4判に(折りたたむ等)揃えて調整すること。A3版も1頁とみなし、合わせて50頁以内とすること。4. 提案書構成一覧表を参照のこと。

③基本的に定量的に把握可能なものについては、可能な限りその数量を明記し、それが困難なものについては、文書で簡潔に記載すること。

④本説明書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項については業務委託仕様に含まれるものとして作成すること。

⑤提出期限までに提出されない場合は、提案辞退とみなす。

⑥虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とする。

⑦本市の依頼または合意があった場合を除き、提出後の追加、修正、削除等の差替え及び

再提出はできないものとする。

⑧私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等、法令の規程に抵触する行為を行わないこと。

⑨提出された提案書一式については、返却しない。

2. 提案書作成要領について

提案書の表紙には、タイトル「由布市地域医療・介護情報連携システム構築運用業務委託提案書」、提出年月日及び会社名を記載すること。提案内容については以下の構成で提案書を作成すること。

第1章：貴社の概要

(1) 貴社の概要、規模、組織体制を示すこと。

(2) 類似したシステム構築・導入実績がある場合は、その概要等を示すこと。

第2章：システムの考え方

(1) 貴社の提案するシステムについて、提案の概要、実施体制について全体的な特徴などを示すこと。

(2) 本システムに対する貴社の考え方を今後の展開も含めて示すこと。

第3章：設計構築等業務について

仕様書の「6. システム機能要件」に示した(1)～(3)のそれぞれについて、貴社のシステム設計・構築の手法やサービス提供のイメージを示すこと。また、その際に、下記についても記載すること。

(1) 利用者登録、利用イメージ、画面遷移について具体的に示すこと。

(2) その他の各種機能についても具体的に示すこと。

第4章：運用保守業務について

サービス提供開始以後の運用保守について、貴社の体制を明記した上で、下記について記載すること。

(1) 保守・障害対応について具体的に示すこと。

(2) 問い合わせ窓口について具体的に示すこと。

(3) データのバックアップやログの保管について具体的に示すこと。

(4) セキュリティ対策について具体的に示すこと。

第5章：導入作業とスケジュール

(1) 導入作業の担当割と地域包括ケア推進協議会の負担について

導入作業の各工程における貴社と地域包括ケア推進協議会との役割分担と具体的な作業内容ごとの時間を示すこと。

(2) 導入体制

- ①貴社が提案するシステム設計構築・保守運用業務委託における体制および連絡体制
- ②システム導入担当責任者とSE人数、それぞれの経験年数と専任・併任を示すこと。

(3) 導入スケジュール

貴社が提案する導入スケジュールを具体的に示すこと。

(4) テスト

テスト計画について具体的な内容と時期を示すこと。

第6章：システムの営業について

本システムは、県内外の多くの同事業者に利用されることを目的の一つとしているため、本システム納品後の営業理念・営業活動方針等を示すこと。

第7章：見積書

「見積書」(提案-様式1)に準じ、以下の内訳まで記載すること。(消費税を8%で計算すること。)

(1) 導入費用

- ①ハードウェア費用(データセンター利用料等含む)
- ②ソフトウェア費用
- ③システム構築費用
- ④その他費用

(2) 運用保守費用

- ①ハードウェア運用保守費用(データセンター利用料等含む)
- ②ソフトウェア運用保守費用
- ③システム運用にかかる運用保守費用
- ④データ管理費用
- ⑤その他費用

3. プレゼンテーションについて

(1) 方法

場所・日時等については、後日通知する。

出席者人数は1社あたり5人以内とし、プロジェクトリーダーは必ず出席すること。

説明はプロジェクトマネージャー、またはプロジェクトリーダーが行うこと。

提出されたプレゼンテーション用資料に沿って行うこととし、追加資料等は認めない。プレゼンテーション用のプロジェクター、スクリーンは由布地域包括ケア推進協議会が準備する。ただし、パソコン等は各提案者が準備すること。

(2) 内容

時間は、後日指定するものとし、時間内で簡潔に以下の内容を説明すること。

- ア 地域医療・介護情報連携システムの考え方
- イ 貴社の導入するシステムの特徴
- ウ 設計構築等業務について
- エ 運用保守業務について
- オ 導入スケジュールと費用について
- カ システムの営業について

4. 提案書構成一覧表

章	項目	用紙サイズ 向き	最大 使用頁数	備考
全般	A4 紙収容の縦長ファイルに A4 横長用紙上綴じで編集。			
表紙	タイトル「由布市地域医療・介護情報連携システム構築運用業務委託提案書」、提出年月日、会社名、提案書担当窓口表示。背表紙にも同様に表示する。			
目次	各章各頁の下にも通し頁番号を打つ。提案書は50頁以内。 おおむね下記のページ制限を守ること。			
1	貴社の概要	A4 横長	2 頁以内	
2	システムの考え方	A4 横長	5 頁以内	
3	設計構築等業務について	A4 横長	20 頁以内	
4	運用保守業務について	A4 横長	15 頁以内	
5	導入作業とスケジュール	A4 横長	4 頁以内	
6	システムの営業について	A4 横長	1 頁以内	
7	見積書	A4 横長	3 頁以内	

5. 問合せ先

由布地域包括ケア推進協議会 調査班 事務局（由布市役所 健康増進課 介護保険係内）

担当：麻生

〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地

電話：097-582-1111（内線1116） Fax：097-582-1119

E-mail：kenko@city.yufu.oita.jp